○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条において準用する同法第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要有形民俗文化財の管理団体として雲南市（島根県）を指定したので、同法第八十条において準用する同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十日

文化庁長官　青柳　正規

名称及び員数	内容	指定告示	所有者（住所）
菅谷たたら山内　一件	島根県雲南市吉田町吉田字菅谷四二九〇番一、四六七三番、四六七四番、金屋子祠、山内祠	昭和四十二年十一月十一日文化財保護委員会告示第六十号	株式会社ＪＵＴＯＫＵ（島根県雲南市吉田町吉田二四〇七） 株式会社田部（島根県雲南市吉田町吉田二四〇七）

○農林水産省告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区若柳字若原四六三の一、四六三の二、四六七の一、四六七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字大久保一三七三、一三七四、一三七六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字向五二六の一、五二六の八、五二八の一、字横根五二九の一、字吹風一五四四の一、一五四六の一、一五四六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字大沢入一四二三の一、一四二五の一、一四二五の二、一四三二の三、一四三四、一四三五のイ、一四三五のロ、一四三六の一、字金沢一四四七、一四四八、一四七一の四から一四七一の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字大沢入一四二三の一、一四二五の一、一四二五の二、一四三二の三、一四三四、一四三五のイ、一四三五のロ、一四三六の一、字金沢一四四七、一四四八、一四七一の四から一四七一の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年三月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字大沢入一四二三の一、一四二五の一、一四二五の二、一四三二の三、一四三四、一四三五のイ、一四三五のロ、一四三六の一、字金沢一四四七、一四四八、一四七一の四から一四七一の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、経済産業省又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する平成二十五年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年三月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　経済産業省から交付する特定補助金等

先端技術実用化非連続加速プログラムに係る補助金

革新的製造プロセス技術開発（ミニマルファブ）に係る委託費

廃炉・汚染水対策事業に係る補助金

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業のうちものづくり・商業・サービスに係る補助金

二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

研究開発型新事業創出支援プラットフォーム事業に係る助成金

○経済産業省
国土交通省告示第四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、国土交通省から交付する平成二十五年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年三月十日

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋資源開発関連技術研究開発費補助金

○国土交通省告示第百九十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＰＩ	141953	れぶん	平成26. 1. 20
７ＪＱＢ	142014	第七十八豊進丸	26. 1. 24
７ＪＱＥ	142038	ＴＡＩＪＵ	26. 1. 14
７ＪＱＭ	142080	昇鶴	26. 1. 14